



市制 60 周年記念特別企画

高石の歴史を紐解くコラム

VOL. 9

市制 60 周年を記念して「高石の歴史を紐解くコラム」を毎月連載します。長い年月をこえて受け継がれてきた高石の記憶を、皆さんと一緒にたどっていきましょう。

問合先 地域創生課 ☎(275)6082

天明期の百姓一揆「千原騒動」

寄稿者 石田孝文
監修 佐野謙太郎

江戸時代の後期、天明二（1782）年、現在高石市域と
なっている富木、新家、南出（後の綾井）、大園、土生の各村を含
む一橋領知の泉州五十四カ村で百姓一揆がありました。

当時、泉州地方では田畑の半分ほどで木綿作りが行われてい
ました。年貢の賦課は米の取れ高を基準に行われていたの
で、木綿が高く売れば百姓に利益があったのです。また、年貢は
米ではなく銀で、領内に三軒作られていた収納を代行する下
掛屋が集めて代官所に納めることになっていました。

ところが、この年天明二年は天候不順の上、二度の台風の襲
来もあり、木綿作りは壊滅的な被害を受けました。しかし江戸
表は庄屋たち村役人を通じた年貢減免や延納の嘆願に、木綿
は勝手作りだからとして拒否し続けました。

業を煮やした百姓達は八月二十日に府中（和泉市）の泉井上
神社近くの御館山に千人程が集まりました。府中代官所の命
により一橋領知の庄屋たちが出て、新たに出した嘆願書への
返答を待つよう説得しました。しかし、かねてから不正の噂等
があった千原村（泉大津市）の下掛屋で庄屋の川上佐助を糾弾
しようとしていた百姓達が、その夜、川上邸に押しかけ暴徒と
なって家を打ち壊してしまつたのです。

このため堺奉行所が検挙に乗り出し、一五八人が検束され、
首謀者とされた新家村の勘七は死罪、土生村の了意、富木村の
忠兵衛、他三人は遠島となりました。この事件の後、領内の下
掛屋が廃止され、年貢の延納や一
部減免が認められました。

勘七は新家の墓地に、了意は高
石墓地にあります。忠兵衛は明治
時代になって顕彰の動きが起こ
り、富木の楷定寺内に供養塔が「土
井忠兵衛之碑」として建てられ、寺
では毎年一月に法要が営まれてい
ます。

楷定寺内の供養塔
「土井忠兵衛之碑」

次回の高石の歴史を紐解くコラムは、「高石に存在したロシア人俘虜（捕虜）収容所」です。お楽しみに！

市制 60 周年記念事業

障がい者アート展

入場
無料障がい者の社会促進、創作活動の奨励、
ふれあいの場として開催いたします。

9月23日 ▶ 9月26日

午前10時から午後5時まで

※初日は午後1時から、最終日は午後3時まで

アプラたかいしギャラリー（3階）

詳しくは
こちら▶

問合先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

10月・11月の Event Line up

TAKAISHI 60th

市制 60 周年という節目に向けて、さまざまなイベントが開催されます。まちの魅力とにぎわいを感じながら、
記念すべき 11 月を一緒に迎えましょう。問合先 企画課 ☎(275)6034

10月

- 市民体育大会
- フレイル予防シンポジウム
- 高石シーサイドフェスティバル2026-ファイナル-
- 健康チャレンジ60
- ヨシシスレー氏アート事業

11月

- 60 周年記念式典
- 高石市民文化祭
- 高石市民の芸術祭
- あつまれたかいし60祭
- こどもたちで市制60周年を祝おう
- 記念植樹
- 砂浜活性化プロジェクト
- 周遊謎解きイベント
- 健診 JAM 講演会
- 市制60周年記念だんじり曳行

税

住宅の省エネ改修による
固定資産税額の減額措置

平成26年4月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）で、令和13年3月31日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合は、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額します。

■ご注意ください！

バリアフリー改修軽減措置との併用はできませんが、耐震改修軽減措置等と重複して適用することはできません。

※過去に当該減額措置を受けた方は対象外となります。

要件、対象範囲、必要書類等につきましては、ホームページをご確認ください。

申込 工事完了後

3カ月以内に税務課へ郵送または持



問合せ 税務課 ☎(275)610

国民年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象

- ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方
- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が、昭和31年4月2日以後生まれの方は90万9千円以下、昭和31年4月1日以前生まれの方は90万6千7百円以下である。
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が479万4千円以下の方

問合せ 日本年金機構「給付金専用ダイヤル」 ☎0570(05)4092

国民年金の任意加入制度
をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入することができ、制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和50年4月1日以前に生まれただ方に限ります）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入できます。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6241

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の
気になる情報をお届けします！

泉大津市

こどもの一食を支える
「フードリボンプロジェクト」
に協力ください

「フードリボン」は、地域でこどもの一食を支える、新たなこども食堂のカタチです。参加店舗では、お客さんからいただいた300円の寄付を「フードリボン」として店内に掲示。こどもたちは、リボンを1つ手に取ることで、1食分の食事ができます。対象店舗で飲食の際は、フードリボンの寄付に協力してください。

泉大津市内の参加店舗は
こちら▶



問合せ 泉大津市こども政策課
☎0725(33)1131

高石市

高石商工フェスティバル
めざせ優勝！
第3回高石カラオケ選手権出場者募集

日時 10月18日(日)
13:30～15:00
場所 鴨公園グラウンド
対象 どなたでも応募可
※18歳未満の方は保護者の同意必要
募集 10～15組
(申込多数の場合は抽選)
申込 9月18日までに Web 申込
問合せ 高石市商工会議所
☎(264)1888



忠岡町

令和8年度
忠岡町民文化祭作品募集

絵画や写真などの作品を募集します。部門や規格など、詳しくはQRコードからご確認ください。

申込期間 10月1日～18日
忠岡町文化会館開館時間内(月・火・祝休館日)
※申込用紙は忠岡町文化会館事務所または忠岡町公式ホームページにて配布／1部門につき1人1点

対象 平成23年4月1日以前に生まれた方
※忠岡町以外の方も申し込み可

作品搬入 10月25日10:00～13:00

問合せ 忠岡町文化協会事務局
(忠岡町文化会館内)
☎0725(33)1151



各種

コミュニティセンター館内
工事に伴う休館のお知らせ

コミュニティセンター館内の改修工事を実施します。工事期間中は次のとおり休館となります。ご利用の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

休館期間・場所 10月13日～

26日・全館（1階～3階）、瑞松苑

10月27日～11月11日・2階のみ

問合せ 秘書課 ☎(275)6078、コミュニティセンター・

瑞松苑 ☎(263)3317

防災行政無線「戸別受信機」の貸与について

災害時の円滑な避難行動を支援するため、希望者へ防災行政無線戸別受信機の貸与（無償・有償）を始めました。戸別受信機では防災行政無線の放送と同じ情報を聞く、文字表示することができます。

無償貸与対象者…①避難行動

要支援者のうち、視覚／聴覚

障害6級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方②自

主防災組織

有償貸与対象者…①他の市民

②市内事業者、団体

お知らせする内容 地震等に関する災害、避難情報、市等

からのお知らせや行政情報、午後5時の定時試験放送

申請方法 危機管理課の窓口又はホームページに掲載の申込用紙に必要事項

を記入し、提出

詳細はホームページ

「ジ」をご確認ください。

問合せ 危機管理課 ☎(275)6245



弾道ミサイルの飛来に備えて「逃げる・伏せる・離れる」

「アラート」による弾道ミサイルの緊急情報が出た場合、身を守るための行動を知っていますか。緊急時には建物の中もしくは地下へ「逃げる」、「伏せる」、窓から「離れる」などの行動をとります。

問合せ 危機管理課 ☎(275)6245

高石だんじり祭りに伴う交通規制等のお知らせ

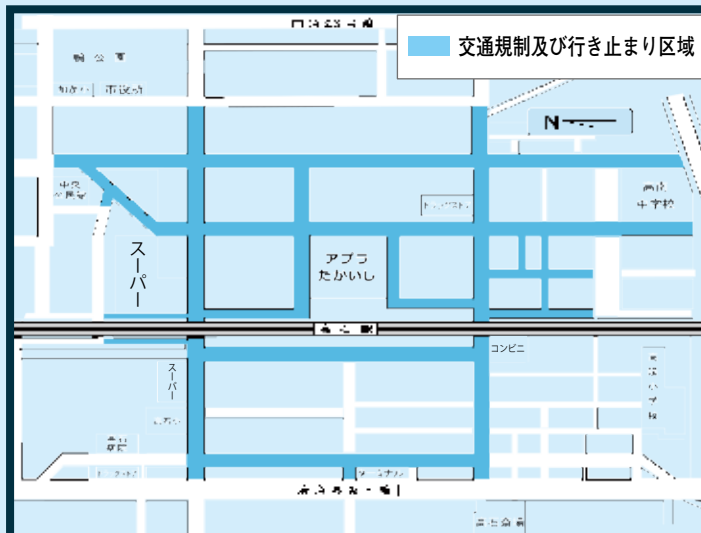
以下の日時・区域で交通規制等を実施します。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 日時

9月27日(日) 12:30～16:30
10月10日(土) 13:30～17:30
10月11日(日) 8:30～11:00
12:30～17:30

※上記日時には交通規制に伴い、福祉バスは終日運休。
また、ごみ収集が通常よりも前後する場合があります。

■ 区域



開催が変更になる場合があります。今後の詳しい情報は「だんじり総合情報アプリ『祭礼』」でご確認ください。▼



iOS



Android

無料

憩いの場「詰所」

だんじり観覧の際に、どなたでも椅子に座って休憩しながら観覧できる場所を設置

日時 10月11日(日)11:00～15:00

場所 関西スーパー駐車場前

対象 どなたでも可

※混雑時は、高齢者、妊娠中の方、乳幼児連れの方、障がいのある方、体調のすぐれない方など、配慮を必要とする方を優先

申込 不要

憩いの場についての問合せ先

高石若頭連合会 ☎090(1143)2581

交通規制についての問合せ先 高石地車連合会 ☎090(9720)6316

鍵をかけていますか？
大切な自転車

大阪で最も多い犯罪、それは自転車の盗難です。約半数は鍵をかけていない状態で被害にあっています。

大切な自転車を守るために、駐輪する際は短時間であっても鍵をかけましょう。

問合せ 府治安対策課 ☎ 06 (6944) 6512

令和8年度都市計画変更に係る案の縦覧

日時 9月16日～30日

場所 都市計画課

都市計画道路・区画整理・用途地域等の都市計画変更について、案の縦覧を行います。詳細はホームページをご確認ください。



問合せ 都市計画課 ☎ (275) 6403

マイナンバーカードの
休日交付窓口

日時 10月11日(日)午前9時～正午

場所 市役所本館(1階)

取扱業務 マイナンバーカードの受取など

※休日窓口の日程

はホームページ



9 **問合せ** 市民課 ☎ (275) 682

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内在住で住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳・99歳と最高齢者(男性・女性)の方に長寿祝品をお贈りします。(申請手続き不要)

問合せ 高齢・障がい福祉課 ☎ (275) 6294

高齢者見守り訪問

ひとり暮らしをしているおむね65歳以上の方を訪問し、日常生活についての相談や、見守り活動を行っています。

問合せ 社会福祉協議会 ☎ (265) 1313



令和8年度 下半期 くみ取り日程	住所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	取石 1丁目・2丁目(7～10、13、28、33、39、41) 取石 3丁目(13、15) 取石 4丁目(4)	1(木) 16(金)	2(月) 16(月)	1(火) 15(火)	12/29(火) 18(月)	1(月) 16(火)	2(火) 16(火)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	取石 2丁目(30、37、38、43) 取石 3丁目(13、15以外)	2(金) 19(月)	4(水) 17(火)	2(水) 16(水)	12/30(水) 19(火)	2(火) 17(水)	3(水) 18(木)
	取石 4丁目(4以外)～7丁目、 西取石 3丁目(14、15) 千代田 3丁目(3、13)	5(月) 20(火)	5(木) 18(水)	3(木) 17(木)	5(火) 20(水)	3(水) 18(木)	4(木) 19(金)
	千代田 1丁目～6丁目(3丁目3、13以外) 綾園 7丁目 東羽衣 4丁目・6丁目(1)・7丁目	6(火) 22(木)	6(金) 19(木)	4(金) 18(金)	6(水) 21(木)	4(木) 19(金)	5(金) 23(火)
	高師浜 1丁目・4丁目 羽衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13、14、16) 東羽衣 5丁目(4)	7(水) 23(金)	9(月) 20(金)	7(月) 21(月)	7(木) 22(金)	5(金) 20(土)	8(月) 24(水)
	東羽衣 3丁目(3、4)・5丁目(4以外) 東羽衣 6丁目(1以外) 加茂 1丁目	8(木) 26(月)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	8(金) 25(月)	8(月) 22(月)	9(火) 25(木)
	加茂 2丁目・3丁目 綾園 1丁目・2丁目(1、9)・3丁目・4丁目 綾園 6丁目(6、7、14)	9(金) 27(火)	11(水) 25(水)	9(水) 23(水)	12(火) 26(火)	9(火) 24(水)	10(水) 26(金)
	綾園 6丁目(4、5、21、22、23)	13(火) 28(水)	12(木) 26(木)	10(木) 24(木)	13(水) 27(水)	10(水) 25(木)	11(木) 29(月)
	綾園 2丁目(4、7)・6丁目(8、9、11、12、16、18、20)	14(水) 29(木)	13(金) 27(金)	11(金) 25(金)	14(木) 28(木)	12(金) 26(金)	12(金) 30(火)
	西取石 1丁目・3丁目(1、5、9、18、19) 取石 2丁目(11、14、15、16、17、47) 加茂 4丁目	15(木) 30(金)	14(土) 30(月)	14(月) 28(月)	15(金) 29(金)	15(月) 3/1(月)	15(月) 31(水)
	問合せ 環境政策課 ☎ (275) 6834						

住宅改造の経費を助成

対象 市内在住で、身体状況により住宅の改造を必要とする次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①介護保険被保険者②身体障がい者手帳(1・2級または下肢・体幹の3級)をお持ちの方
 - ③療育手帳(A)をお持ちの方
- ※介護保険被保険者については、介護保険制度を優先して利用いただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ及び浴室の改造、玄関・廊下・階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費(助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る。一度でも助成を受けたことのある世帯は対象外)

問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

住宅用火災警報器の購入費用を一部助成

対象 市内在住で、次のいずれかに該当する世帯

- ①75歳以上の方だけの世帯②身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかを所持している方のいる世帯

助成額 1世帯2000円
(必ず購入前に申請が必要)

問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

紙おむつ給付

対象 次の①～④の要件をすべて満たしている方

- ①市内在住で、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方②介護保険の要介護3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方③本人及び本人と生計を同一とする者の市町村民税が非課税である方④生活保護世帯に属していない方

支給額 月額限度6千円分
問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

災害情報等をメールでも配信します

避難情報等の災害時情報を

FAXでの配信に加え、メールでの配信も行っています。

対象 市内在住で、聴覚障がい等の理由により災害情報の取得が困難な方

申請方法 随時受付

※現在、災害情報等の配信を希望し、FAX登録されている方で、メール配信も希望される方は、再度申請をお願いします。

問合せ先 高齢・障がい福祉課
☎(275)6294

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内在住で、①おおむね65歳以上の高齢者または重度身体障がい者のみで構成する世帯②日中または夜間に独居となるおおよそ65歳以上の高齢者または重度身体障がい者が属する世帯

料金 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり
申込・問合せ先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付について

平成25年8月以降、本市で生活保護を受給していたが現在受給していない方、又は現在受給中であるが、その間に転居等により本市での生活保護の受給が中断されていた方で、世帯主が変わった方は過去受給中の扶助費にかかる追加給付を受けるには申出書等の提出が必要です。

なお、今回の給付に関して、手数料の振込みを求めたりすることはありません。不審な電話や訪問等にはご注意ください。詳細はホームページをご確認ください。



受付期間 令和9年7月31日まで

必要書類 申出書、同意書、本人確認書類、戸籍謄本(本人のみの世帯で本人来庁時不要)、振込口座が確認できる書類、チェックリスト

※代理人申請の場合等はご相談ください。生活保護受給中の方は、戸籍謄本を省略できる場合があります。

受付場所・問合せ先 社会福祉課 ☎(275)6284

空家に関するセミナーを開催

空家の維持管理・利活用等についてセミナーを開催。終了後には、専門家による個別相談会も実施します。

日時 10月3日(土)10:00～12:00

場所 市役所別館(3階)

対象 空家所有者・関心のある方

募集 セミナー50人(先着順)・個別相談会6組(事前予約制)

申込 電話申込もしくは窓口申込



市内の空家等の実態調査を実施

市内空家の適正管理・利活用のため、外観の状況確認と写真撮影を実施します。調査員は高石市の調査員証を携帯し、(株)ゼンリンのユニフォーム・腕章を着用しています。



期間 9月上旬から10月上旬

対象地域 高石市全域

調査員 調査員証を携帯、(株)ゼンリンのユニフォームを着用



問合せ先 都市計画課(275)6479

戦没者追悼式

戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を次のとおり開催します。

日時 10月1日(木)午後1時30分から(受付:1時から)

場所 アプラたかいし(3階)

※当日の参列も可能です。

問合先 社会福祉課 ☎(275)6283

福祉バスの臨時運行及び運休について

■臨時運行 9月21日・23日

※いずれも祝日

■運休 9月27日・10月10日・11日

対象 取石、羽衣、高石のそれぞれの福祉バス運行ルート



ト(臨時運行の詳しいルート及びダイヤについては、ホームページをご確認ください。)

問合先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

訪問理容サービス

対象 市内在住で、在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成

券で、理容師の出張料金を年4回まで助成

助成額 1回1500円

※理容料金は別途必要

問合先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

在宅介護支援センターにご相談ください

在宅での介護に関する様々な心配ごとに、無料で面接や24時間の電話相談に対応しています。また、相談内容により、各種保健福祉サービスが総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整を行っています。

問合先 在宅介護支援センター(ぎやらの郷内) ☎(267)1205

ご寄附ありがとうございました

・東羽衣校区福祉委員会様

寄附額 1万円

寄附対象事業 松の実園指定

寄附

問合先 子育て支援課 ☎(275)6359

その痛み、保険が使える？使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける時、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。詳細はホームページをご確認ください。

整骨院・接骨院で
柔道整復師の施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねんざなど(いわゆる肉離れを含む。)

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

施術を受ける際の注意点

肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。

柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。

医師が必要と認めた
はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸 神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自己負担となります。

施術者が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

問合先 【国民健康保険加入者】 健幸増進課 ☎(275)6374

【後期高齢者医療保険加入者】 健幸増進課 ☎(275)6392 または府後期高齢者医療広域連合付課 ☎06(4790)2031

「プラスチック製容器包装」
の分別に関するお願い

■プラマークを確認する

プラスチック製容器包装の対象は、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通(可燃)ごみで出してください。

■汚れをキレイに落とす

汚れや、中身が残っていたりするものはリサイクルできません。汚れの取れないものは普通(可燃)ごみで出してください。

■危険な異物を混入させないで

資源ごみの選別は、手選別のため、針など危険な異物は絶対に入れないでください。

■プチプチ(緩衝材)はできるだけ小さく

プチプチ(緩衝材)やシート状の衝撃材は、設備故障の原因となるため、小さく(概ね50センチ四方)して出してください。

問合先 環境政策課 ☎(275) 6834

「ハンセン病元患者家族」

～名誉の回復をめざして～

みんないっしょに生きる社会を
まっぼくり

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。ハンセン病の症状は、主に末梢神経と皮膚にあらわれ、進行すると運動神経麻痺による顔面や手足の変形がおこります。1940年代に有効な治療薬ができ、1980年代には治療法が確立されました。発病した場合でも、早期に適切な治療を行うことにより、後遺症を残すことなく治るようになりました。ハンセン病は感染症の一つですが、昔も今も、隔離を必要とする病気ではありません。

しかし、かつてはハンセン病にかかった人は厳しい隔離に追いつめられていました。その理由として、国が制定した法律に基づいて隔離政策を推進したことで、「強制的に隔離をしなくてはいいけないほど、強い感染力を持つ恐ろしい病気」という誤ったイメージを社会に与えてしまいました。また、外見的特徴を呈すことがあることや、家族で発病することもあったため、19世紀末に「らい菌が発見されるまで」「遺伝する病気である」と誤って認識されていたことなども、偏見・差別に晒される理由となりました。

令和元年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。令和8年5月1日現在、全国13施設の入所者平均年齢は89.2歳になっていることも踏まえ、ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現をめざしましょう。

人権・生活相談課 ☎(275) 6279

サブスクリプション アプリの削除だけでは解約になりません！

1 カ月無料の動画配信サービスを登録。動画を視聴しようとしたが上手くいかず、数週間後にアプリを削除した。その後、キャリア決済で毎月約2,000円、半年以上もサブスクの代金が引き落とされていることに気付いた。一度も視聴せずアプリを削除したのに、支払いが続いていたなんて！(60歳代)

■サブスクリプション(サブスク)は、定められた料金を定期的に支払うことで一定期間商品やサービスを利用できるサービスです。一度契約すると、利用しなくても解約しない限り支払いが続きます。

■サブスクの契約は、「アプリのアイコンの削除」や「アプリのアンインストール」だけでは解約できません。決められた方法で解約する必要があります。

■「無料のお試し」の場合は、お試し期間が終わると自動的に定額サービスに移行することが多いので、注意が必要です。利用していないサブスクの請求に気付けるように、クレジットカードやキャリア決済等の明細は、毎月確認しましょう。

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45

休業日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前

にお電話ください

※休業日は「消費者ホットライン」

☎188へお問い合わせください

※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第545号」から抜粋・イラスト黒崎玄